

## 58—00 P U D T

## 判定

## 1. 判定制度の意義

特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有し（特 § 68）、その権利の効力は、広く第三者にも影響を及ぼす。しかも、その効力は、その特許権の存続期間満了による消滅後に、存続期間中の第三者の侵害行為に対する損害賠償の請求をすることができるなど、長期間にわたるものである。

そして、この間に、例えば、次のようなことが生じる。

- (1) 特許権者が第三者の特許権又は第三者の実施の対象物などについて、それが自己の特許発明の技術的範囲に属するものであるか否かを知りたい。
- (2) 特許権者でない者が開発投資ないし事業の実施の計画にあるいは現実に実施中のものについて、それが特許権者の特許発明の技術的範囲に属するか否かを知りたい。

このようなときは、問題となっている特許発明の技術的範囲について、権威ある判断が、高度に専門的、技術的知見を有する者によって、厳正中立なる立場で迅速にされること、しかもその判断を求める者が、それを容易に利用することができることが制度的に保障されること、それによって法の目的に適合した発明の保護及び利用を図り、併せて無益な争いを発生させないことが必要である。

このため、その特許発明に係る者の求めに応じて、特許権の設定に関与した特許庁が、その高度な専門的、技術的知見を生かし、その特許発明の技術的範囲（注）について公的な見解を表明する制度が、特 § 71の規定を根拠法令とする判定制度である。

以上は、特許権の場合について説明したが、その趣旨は、実用新案権、意匠権及び商標権においても同様である。

(注) 特許発明（登録実用新案）については、その技術的範囲（特 § 71、実 § 26→特 § 71）、登録意匠については、その意匠及びこれに類似する意匠の範囲（意 § 25①）、及び登録商標については、その商標権の効力（商 § 28①、 § 68③）である。

## 2. 判定の性質

判定は特許発明の技術的範囲（→1. の注）についての特許庁（合議体）の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまり、それには、なんらの法的拘束力はなく、行政不服審査法（行服審 § 1）における行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為にあたらぬ（最一小判昭43. 4. 18（昭42（行ツ）47号）判時521号46頁）、東地判平1. 9. 25（昭63（行ウ）185号））。

しかし、高度に専門的・技術的な行政官庁である特許庁（合議体）が行う鑑定であるから、事実上、社会的にみて十分尊重され、裁判所も権威ある判断の一つであると判示している（名古屋高金沢支判昭42. 6. 14（昭41（ネ）137号）、東地判平1. 9. 25（昭63（行ク）185号））

そして、これらのことは、登録実用新案、登録意匠及び登録商標についても同様である。

(改訂H27. 2)